(平成15年2月5日) (栃教第1号栃木県警察本部長通達)

栃木県警察体力検定等実施要綱を別添のとおり制定し、平成15年4月1日から実施することとしたので、実効の挙がるよう努められたい。

なお、「警察職員体力検定等実施要綱」の制定について(昭和63年3月12日付け栃 教第1号例規通達)及び「警察職員体力検定等実施細目」の制定について(昭和63年3 月12日付け栃教第2号例規通達)は、廃止する。

別添

栃木県警察体力検定等実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、警察体力検定等準則(平成27年4月1日付け警察庁丙人発第88号) 及び警察体力検定等実施細目(平成28年6月22日付け警察庁丁人発第467号) に基づき、警察官の行う警察体力検定及び体力テスト(以下「体力検定等」という。) の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 体力検定等の目的

体力検定等は、警察官に対し、自己の体力の現状を正確に認識させることにより、 各人の健康管理と基礎体力の強化への意欲を喚起するとともに、得られたデータを基 に警察官の体力水準向上のための諸施策を推進し、もって第一線執行力の強化に資す ることを目的とする。

第3 体力検定等の種目

- 1 警察体力検定の種目は、「JAPPAT」(ジャパット)とする。
- 2 体力テストの種目は、次のとおりとする。
 - (1) 握力(筋力)
 - (2) 上体起こし (筋持久力)
 - (3) 長座体前屈 (柔軟性)
 - (4) 反復横とび(敏しょう性)
 - (5) 20 mシャトルラン(往復持久走)(心肺持久力)
 - (6) 立ち幅とび(瞬発力)

第4 体力検定等の対象及び実施基準

1 対象

警察官とする。

2 実施基準

年1回以上実施するものとする。

第5 運営責任者

体力検定等の実施に関する必要な事務及び運営は、警務部教養課長(以下「教養課

長」という。)が行うものとする。

第6 体力検定等の効力

体力検定等の結果は、認定の日から翌年度末までを有効期間とする。 ただし、当該有効期間内に新たに検定を受けた場合は、その記録をもって評価とする。

第7 実施方法

体力検定等の具体的な実施方法は、JAPPAT実施マニュアル (別添1) 及び体力テスト実施要領 (別添2) に定めるところによる。

第8 実施責任者等の任務

1 実施責任者

- (1) 実施責任者は、所属長とする。ただし、地域部機動警察隊、刑事部機動捜査隊、 交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊、警備部機動隊及び警察学校を除く、 本部の所属(以下「本部所属」という。)にあっては、教養課長とする。
- (2) 実施責任者は、所属における体力検定等の実施に当たり、平素から所属の職員に対して事前トレーニングを徹底させるなど、体力検定等を計画的かつ安全に実施するものとする。
- (3) 実施責任者は、マニュアルに定める健康疾患に該当する者及び傷病等のため体力検定等を受検することが適当でないと認められる者については、体力検定等を受検させないものとする。
- (4) 実施責任者は、体力検定等の実施結果をその都度速やかに教養課長に報告するものとする。

2 推進責任者

- (1) 推進責任者は、次長、副隊長、副校長又は副署長とする。ただし、本部所属にあっては、首席師範又は教養課次長を推進責任者とする。
- (2) 推進責任者は、効果的かつ安全な実施計画を策定し、実効ある体力検定等の実施 に努めるものとする。

3 立会責任者

- (1) 実施責任者は、受検者の特性や所属の状況等に応じ、所属の警部、警部相当職の一般職員又は体力検定等の実施に関する研修等を受けた警部補の中から立会責任者を指定するものとする。ただし、本部所属にあっては、教養課術科担当課長補佐又は教養課師範を立会責任者とする。
- (2) 立会責任者は、所属の体力検定等の実施に必ず立ち会い、体力検定等が安全かつ適正に行われるよう努めるものとする。また、ゴールの際の転倒に備え介添え補助員を配置するなど、事故防止のために細心の注意を払うものとする。

4 測定責任者

- (1) 実施責任者は、所属の職員のうち体力検定等の実施に関する研修等を受けた者の中から測定責任者を指定するものとする。ただし、本部所属にあっては、教養課術科担当係員を測定責任者とする。
- (2) 測定責任者は、体力検定等が適正かつ円滑に行われるよう努めるものとする。
- (3) 測定責任者は、立会責任者を兼ねることができない。

5 責任者の報告

実施責任者は、立会責任者、測定責任者を指定し、又は変更したときは、実施責任 者等報告書(別記様式第1号)により、教養課長に報告するものとする。

なお、実施責任者及び推進責任者に変更が生じたときも同様とする。

第9 結果の評価

1 警察体力検定

級位は、測定記録により、警察体力検定級位基準表(別表)に基づいて判定する。

- 2 体力テスト
 - (1) 得点は、体力テスト実施要領に定める項目別得点表に基づいて、各種目の測定記録を点数に換算して算定する。
 - (2) 評価は、受検者の取得した総合得点により、体力テスト実施要領に定める総合評価基準表、体力年齢判定基準表に基づいて判定する。

第10 結果の入力

警察体力検定等の実施結果については、受検者の所属又は教養課において、栃木県 警察職員情報システムに登録しなければならない。

第11 実施上の留意事項

実施責任者は、体力検定等の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- 1 JAPPAT実施マニュアル及び体力テスト実施要領に従って、適正かつ安全に行うこと。
- 2 実施日を可能な限り早期に示達し、受検者が心身ともに十分な状態で受検できるよ う配意すること。
- 3 受検者に警察体力検定 (JAPPAT) 受検票<提出用> (別記様式第2号) を作成、提出させること。
- 4 受検者の健康状態等を十分にチェックし、異常のある者には受検させないようにするとともに、準備運動及び整理運動を確実に行うこと。
- 5 体力検定等に使用する器具等については、事前点検を徹底し、正しい方法で安全か つ正確な測定を行うこと。
- 6 時季、場所、気象状況等を考慮して、炎天下、強風等体調及び記録に影響を及ぼすような条件下では実施しないこと。
- 7 受検者の服装は、運動に適したものとすること。
- 8 体力テスト中、「20mシャトルラン」については、所属ごとの事情によりやむを 得ない理由があると認めるときには、実施責任者が教養課長と協議の上、その実施を 省略することができるものとする。

第12 警察体力検定等結果の処理

警察体力検定等の結果は、警察体力検定等記録票(別記様式第3号)に各所属の測定責任者が記入し、受検者に交付するものとする。

第13 報告

第8 1 (4)に定める体力検定等の実施結果報告は、警察体力検定等実施結果報告書(別記様式第4号)により、行うものとする。

別添1、別添2 ~省略~